



習志野市における5月7日以降の対応について

※感染症の状況や社会情勢により変更する場合があります。

施設・イベント等

1. 一般利用がある市立施設について

休止の対応を5月31日(日)まで延長します。

2. 本市が主催(共催)する会議・イベント等について

中止または延期の対応を5月31日(日)まで延長します。

問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 担当: 埴 ^{はなわ}久子(主幹) 電話: 047-411-7037

市立小・中学校

1. 5月29日まで臨時休業を延長します。

2. 入学式に代えて、後日、新入生としての心構えを持たせる内容の催しを行います。

3. 個別の学習支援を行います。

(1) 臨時休業中は、学校で個別登校(児童生徒等)にて学習支援を行います。

① 年間指導計画を踏まえて、教科書に基づく家庭での課題を課します。

② 一日の学習スケジュール(学習時間の計画)や1週間の学習の見通しを提示します。

③ 週1回以上は学習について児童生徒への個別の支援を行います。

(2) 個別の学習支援は家庭の状況等を踏まえて対応します。

4. 給食は6月1日より再開予定とします。

5. 自宅待機が困難な児童生徒の対応は原則行いません。

(1) 保護者に対し、個別登校する以外は自宅待機を強く依頼します。

(2) どうしても自宅待機が困難な場合、学校が個別で相談に応じます。

6. 授業時数の確保するため7月下旬、8月中旬以降の夏季休業日に授業日を確保します。

問い合わせ

学校教育部学校教育課 担当: 野村 健一(課長) 電話: 047-451-1133



市立幼稚園・こども園(短時間児)

1. 臨時休業の延長について

5月29日(金)まで臨時休業を延長します。

2. 入園式について

令和2年度の入園式は内容を代えて、後日、新入園児の入園を祝う催しを行います。

問い合わせ

こども部こども保育課 担当:篠宮 淳一(課長) 電話:047-451-5511

市内保育所等の利用自粛協力をお願い

こども園・保育所・放課後児童会における感染予防、感染拡大の防止及び機能維持等の観点から、保護者に対して、5月30日(土)まで引き続き登園(所・室)自粛【家庭保育】の協力を要請します。なお、一時保育、時間外保育につきましても同様に利用自粛の協力を要請します。

問い合わせ

[こども園・保育所] こども部こども保育課 担当:篠宮 淳一(課長) 電話:047-451-5511

[放課後児童会] こども部児童育成課 担当:村山貴弘(課長) 電話:047-453-7379